

## 公益財団法人千里リサイクルプラザ事務局職員定年後再雇用規則

制 定 令和7年3月21日 規則1

### (目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）が、公益財団法人千里リサイクルプラザ職員就業規則（以下「就業規則」という。）第11条に基づく定年退職後に、再雇用される場合の取扱いについて定める。なお就業条件その他については、個別に雇用契約書にて定め、他は就業規則および就業規則に基づく諸規定を準用する。

### (定 義)

第2条 この規則において「定年後再雇用」とは就業規則第2条第1項に定める職員が希望した場合、定年退職後も引き続き再雇用し、70歳に達した日を含む事業年度の末日までを限度として雇用する制度をいう。ただし、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等で、就業規則第14条（解雇）に該当する者、または、就業規則第12条（退職）に該当する者は対象としない。

### (役職定年)

第3条 定年時に役職にある者については、定年をもって役職は終了するものとし、再雇用後は役職を引き継がないものとする。ただし、プラザが特に必要と認めた者については、理事長の判断により役付き待遇で再雇用することがある。

### (雇用期間及び更新について)

第4条 定年後再雇用職員の雇用期間は、原則として1年とする。

2 前項の雇用期間が満了した場合において、第5条に掲げる基準を充足したときは、定年後再雇用職員に事前に通知し、プラザと定年後再雇用職員の書面による合意により契約を更新できるものとする。この場合、定年後再雇用契約の更新を希望する者は、契約期間満了日の1か月前までにプラザに申し出るものとする。

### (契約更新の基準)

第5条 定年後再雇用職員が定年後再雇用契約の更新を希望した場合、プラザは、契約更新の有無を次により判断する。

(1) 健康状態

(2) プラザの経営状況

2 更新にあたってプラザが提示する労働条件は、更新前の条件とは異なることがあり、前項により更新ができる場合で、かつ定年後再雇用職員がプラザの提示する労働条件に合意した場合、契約を更新する。

### (対象者基準)

第6条 プラザは、定年到達時において次のいずれにも該当する者を契約更新の対象とし、それ以外の者については対象者基準を満たさない者として、契約更新の対象とはしないものとする。

る。

- (1) 過去1年間の出勤率が80%以上の者
  - (2) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がない者
- (契約の中途解約)

第7条 定年後再雇用契約職員が次のいずれかに該当する場合は、契約期間中といえども雇用契約を中途解約する。

- (1) 精神または心身の故障により、業務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務遂行能力、勤務成績が著しく劣り、または業務に怠慢で向上の見込みがないと認められたとき
- (3) 勤務態度が不良で注意しても改善しないとき
- (4) 協調性を欠き、他の従業員の業務遂行に悪影響を及ぼすと認められたとき
- (5) 就業規則第41条の懲戒事由に該当するとき
- (6) 事業の縮小・廃止その他プラザの経営上やむをえない事由のあるとき
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき

附 則

この規程は令和7年4月1日より実施する